

大津地方裁判所 所長 西川知一郎 殿(滋賀県大津市京町三丁目1-2)

2018年9月17日(月)

「連帯ユニオン議員ネット」代表者

代表：大阪府門真(かどま)市市議会議員：戸田ひさよし

副代表：大阪府豊中市市議会議員：木村まこと

副代表：大阪府箕面市市議会議員：中西とも子

連絡先1：大阪市西区川口2-4-28

全日本建設運輸連帯労働組合(連帯ユニオン)近畿地方本部内

連絡先2：大阪府門真市新橋町12-18-207 戸田ひさよし事務所内

電話：06-6907-7727 FAX：06-6907-7730

私達「連帯ユニオン議員ネット」は、「産業別労働組合運動と中小企業の協同組合運動の連携によって大企業の横暴を抑制して経済民主主義を作る産業政策立を実践する労働組合」である「連帯ユニオン」(全日本建設運輸連帯労働組合)関西地区生コン支部に共鳴を覚え、共同して自治体行政や地域社会の改善を進めていくために、2005年に結成された団体です。

関西を中心に東北から九州に至る全国規模で、自治体議員を主軸に議員経験者や候補者も含めて数十名が集集し、公共工事や行政の適正化のみならず反戦平和運動、反ヘイト人権運動、地域の活性化運動などにも取り組んできました。

8月28日早朝、滋賀県警刑事部組織犯罪対策課は、大阪市内の連帯ユニオン関西地区生コン支部事務所ほかに押し入って強制捜索し、生コン支部の武建一委員長ら役員計3人を不当逮捕しました。そして武委員長らは滋賀県に連行されて、大津署や大津北署・米原署・守山署に分散勾留されて接見禁止で20日を過ぎています。

逮捕の口実は「滋賀県内の某建設工事の施工業者に対して、湖東生コン協同組合の生コンを使うよう関西地区生コン支部が要求した」事が「強要」に該当する、というのですが(実際には協同組合生コンが使われなかつ

たので「強要未遂罪」での逮捕搜索)、これは「労組が企業側に何か要求する自体が犯罪=強要罪である」というとんでもない違法違憲な観点に立って、「労組による企業脅迫」をデッチ上げたものです。

そもそも労働組合は、憲法28条の労働3権に由来する労働組合法によって、企業と対立する争議行動までもが刑事・民事で免責を受け、権利として守られているのであって、本件逮捕搜索のように「企業に何か要求する事自体を犯罪として扱う」事は、労働組合運動自体を成立し得なくさせるものであり、絶対に許されません。

こういう不当な逮捕搜索・勾留が発生したのは、「滋賀県警・大津地検の法規範意識の低さ」が主因であるにしても、大津地裁の裁判官が、「裁判官として当然なすべき事実と法適用のチェックや人権擁護措置」を取る事を放棄して、「警察検察の言うことを鵜呑みにして言うがまま」になって逮捕令状・搜索令状・勾留決定・接見禁止命令・拘留延長決定などを発し続けている事が、それを助長している事が大きな要因です。

実際、いくら滋賀県警・大津地検が無茶な弾圧をしようと考えても、裁判官がしっかりした判断をしていれば、このような不当な逮捕搜索・勾留は実行され得ません。

しかし「裁判官は令状の自動発券機」と揶揄されるような状況が蔓延しているからこそ、不当な逮捕搜索や身柄拘束=国家権力による不当な拉致監禁が絶えず、人権侵害や冤罪が絶えないのです。

裁判官・裁判所がこういう体たらくだからこそ、8/28 逮捕搜索では、「滋賀県警が怒号罵声を出して令状の提示すら拒否して搜索を強行」とか、「連帯労組と敵対しているヘイト右翼に対しても情報漏洩し、それらが8/28早朝の逮捕搜索現場に駆けつけて自由に動画撮影出来るような計らいを行なう」とか、法執行機関としてあるまじき事も起こっているのです。

中小の生コン業者が「中小企業協同組合法に基づいて独禁法適用が免除される協同組合」を組織して、共同受注・共同販売事業によって大手企業と対等取引と品質保証、労組との協調による労働者の生活安定と地域経済の活性化を実現する事は、極めて正当で合法的な協同組合運動です。

関西地区生コン支部と湖東生コン協同組合が協調して進めている「労働組合運動と事業者協同組合の連携」は、世界の協同組合運動の中で「非常にユニークかつ先進的で成果が大きい事例」として高い評価を受けている運動であり、本件弾圧は世界的にも恥ずべき「協同組合運動破壊の国家暴力」でもあります。

▲大津地裁は、武委員長らの不当逮捕・勾留を認可決定してきた事を謝罪し、直ちに釈放措置を取られたい。